

つくば市における芸術文化事業への協力 依頼の手引き

はじめに

つくば市では、「つくば市文化芸術推進基本計画」に基づき様々な芸術文化事業を実施していますが、団体が自ら芸術文化事業を企画し、実施する場合に、市が「協力」できることがあります。

この手引きは、「協力」に関してつくば市における芸術文化事業への協力要項で定めた申請の手続きについて説明したものです。

1 「協力」について

市以外の者が主催して行う事業のうち、つくば市の芸術文化の振興に寄与するものに対し、市がその事業の趣旨に賛同し、協力することを指します。

事業に対し市が行うこととして、会場の確保補助、広報等が挙げられます。ただし、事業の内容や結果についての責任は主催者にあり、参加者の怪我等のトラブルに対し、市は責任を負いません。また、市が協力するに当たり、参加者の安全管理及び施設の保護などの観点から必要と認められる場合には、事業内容の変更をお願いしたり、何らかの条件を付けたりする場合があります。

2 対象となる事業や申請手続きについて

芸術文化事業に係る「協力」の申請は、芸術文化推進課で受け付けています。希望する場合は、以下を確認してください。

(1) 「協力」の対象となる事業

①主催者の要件として、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・国、地方公共団体又は公共的団体
- ・福祉関係団体、社会教育関係団体、公益法人又はこれらに準ずる団体
- ・組織や運営及び団体の意思が明らかで、これまでに団体で行った活動が市の芸術文化の振興に寄与する活動であると認められる団体。ただし、長期的につくば市内で活動しており、構成員の半数以上がつくば市民(在学、在勤を含む)の団体に限る。※団体には、実行委員会など期限付きで組織された団体、市民活動団体、NPO法人、区会などの地縁団体、事業者団体、企業、学校、サークルなども含みます。

②事業の要件として、次のすべてに該当する必要があります。

- ・つくば市の芸術文化の振興に寄与するものであること・事業内容に公益性があること。
ただし、事業の参加者に対し、入場料又は参加料等の負担を求める場合は、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であって、営利を主たる目的としていないこと
- ・つくば市内で開催され、広く市民が鑑賞、参加できる事業であること

- ・公衆衛生、安全対策等について十分な設備や措置が講じられていること
- ・主催者の責任の所在が明確であること
- ・自ら事業を実施できる体制を確立していること

③次の要件に当てはまる事業は、「協力」対象外です。

- ・事業の目的が習い事の発表や宣伝と推測できるもの
- ・実施内容が政治及び宗教に関連するもの
- ・肖像権、著作権その他の知的財産権に関する法的問題が生じる可能性があるもの
- ・誹謗中傷、他者に不快感を与えるもの、その他公序良俗に反するおそれのあるもの

(2) 申請手続き

「協力」を希望する場合、事業を開催しようとする日の 2 月前(広報を必要とする事業の場合は、その周知を開始する日の3月前)までに、「芸術文化事業協力依頼書」に必要事項を記載し、添付書類とともに芸術文化推進課に提出してください。

申請に必要な添付書類は次のとおりです。

- ・定款、規則、会則等主催者の組織を明確にできる書類
- ・主催者の主たる構成員の氏名、役職等を明確にでき、構成員の半数以上がつくば市民(在学、在勤を含む)であることを確認できる書類
- ・主催者の活動実績が確認できる書類
- ・事業計画書又は事業実施要項等、事業の概要が確認できる書類
- ・事業収支予算書等、事業に要する経費の内訳が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

(3) 申請の受付から決定まで

申請を受け付けた後、「協力」の可否及び「協力」内容を芸術文化推進課で決定し、その結果を書面(芸術文化事業協力決定通知書)でお知らせします。

(4) 事業の変更や中止の際の手続き

決定通知を受けた事業の内容を変更又は中止する場合、主催者は「芸術文化事業変更(中止)報告書」に必要事項を記載し、添付書類とともに速やかに芸術文化推進課へ提出してください。

天災などやむを得ない事情を除き、自己都合による事業日程や開催場所の変更・中止を繰り返された場合、以後の協力をお断りさせていただくことがあります。申請前に、事業日程と開催場所が確定していることを必ず御確認ください。

(5) 事業終了後の手続き

「協力」を受けた事業が終了しましたら、主催者は 30 日以内に「芸術文化事業実施報告書」

に必要な事項を記載し、添付書類とともに芸術文化推進課に提出してください。

必要な添付書類は次のとおりです。

- ・事業収支報告書
- ・事業の様子がわかる写真類(広く市民が参加・鑑賞したことがわかるもの)
- ・その他市長が必要と認める書類

3 「協力」の範囲について

(1) 広報活動の例

- ・つくば市芸術文化ポータルサイト「つくばアートチャンネル」への掲載
- ・芸術文化推進課独自インスタグラム「アートのクロスつくば」(@art_x_tsukuba)への掲載
- ・公共施設へのチラシ等の設置
- ・区会回覧

※チラシ作成、施設への運搬等は申請者自身で行っていただきます。

(2) 会場の確保補助

- ・つくば市が管理する公共施設の先行予約

※条例、規則や施設の状況に応じ、対応できない場合があります。先行予約を御希望の場合は、事前に芸術文化推進課まで御相談ください。

(3) 「協力」の範囲外のもの

- ・民間施設の先行予約協力
- ・道路使用許可の申請など、国や県に対する申請及び文書作成補助
- ・市役所に対する各種申請及び文書作成補助(当該「協力」依頼に係る書類作成を含む。)
- ・事業費の負担等、金銭的協力全般
- ・催事補助員としての市職員の動員

4 広報物への記載について

「協力」が決定した事業に関する広報物(ポスター、チラシ、ウェブサイト等)には、次の例を参考に記載をお願いします。

(1) 協力

主催:〇〇〇(主催(申請)団体名)

協力:つくば市芸術文化推進課

(2) 主催、共催、協力、後援等が複数ある場合

主催:〇〇〇(主催(申請)団体名)

共催:△△△

協力:つくば市芸術文化推進課

後援:□□□

※紙面の都合等に合わせ、適宜調整してください。

5 推薦文書作成等への対応

過去に芸術文化推進課で実施した事業に関連する事業への推薦文書を作成できる場合があります。詳しくはお問合せください。(つくば市やつくば市が関連する実行委員会からの推薦が必須の場合に限ります。)

6 注意事項

- (1) 申請を受け付けてから「協力」を決定するまでに2週間程度を要しますので、余裕をもって手続きをしてください。
- (2) 「協力」内容については、市の主催事業が優先となりますので、御希望に添えない場合があります。
- (3) すでに申請済みの事業の実施報告書提出まで、または協力の不決定通知を受けるまでは、新たな依頼をすることはできません。

7 相談、問合せ先

初めて申請される場合は、必ず事前に芸術文化推進課へ御相談ください。

【問合せ先】

つくば市芸術文化推進課文化振興係

Tel 029-883-1111(内線 6267、6269)

Mail ctz032@city.tsukuba.tsukuba.lg.jp